

全国調査（中間報告） ～外国にルーツのある住民 と多文化共生の取組～



**JAUW調査・研究委員会委員長
勝又幸子（静岡支部会員）**

2019年度全国セミナー「教育・ジェンダー・共生」

2019年10月19日（土）於 NWEC

本日報告のアウトライン

- ◆調査・研究委員会の目標と全国調査のねらい
- ◆テーマ「外国にルーツのある子どもの教育」の背景
- ◆調査の結果
- ◆政策提言に繋げていくにはどうしたらいいか？

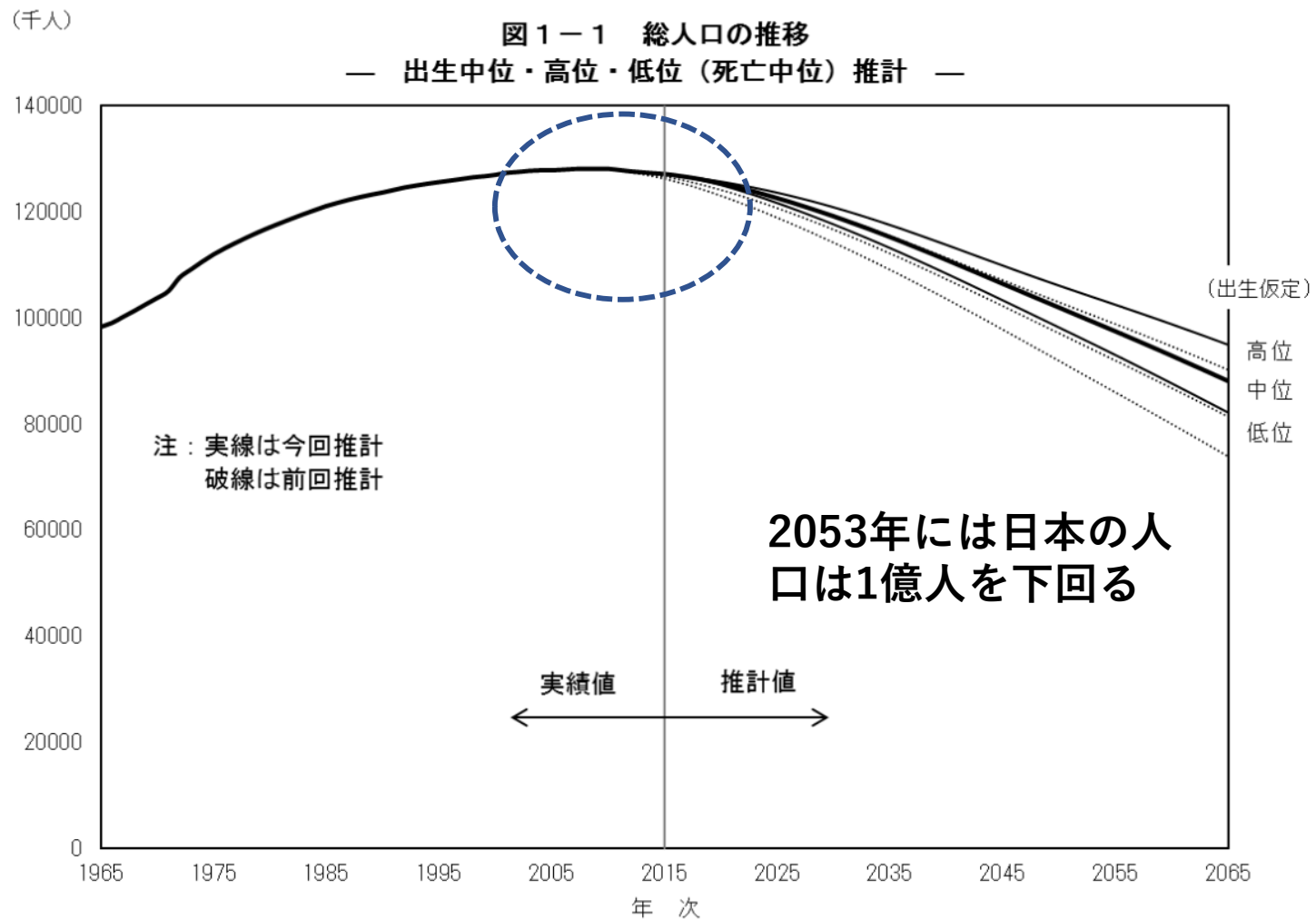
調査・研究委員会の目標と全国調査のねらい

- 2018年総会で承認された新しい委員会（それまであった、教育委員会と女性エンパワーメント委員会を統合、社会福祉委員会の調査機能の継承）
- JAUWの第1事業（公益目的活動事業＝調査研究政策提言事業）を担当
- 支部ごとに行われる「第1事業」の実態を踏まえながら、JAUWが全国組織として共通して取り組む事業の提案
- JAUWの公益目的活動事業の意義を再認識し、「政策提言」を目標としてそのエビデンスとなる調査研究をする。
- JAUWの2018-2019年度テーマ「教育・ジェンダー・共生」を共有し、JAUW会員が関心を持ちやすい調査を行う。

全国調査（2019年度）テーマ「外国にルーツのある子どもの教育」の背景

- 少子高齢化・人口減少の日本社会の変化
- 2019年4月新在留資格創設の動きなど、直近の政策動向の把握
- 国際的動向「SDG s だれひとり取り残さない社会の実現」への貢献

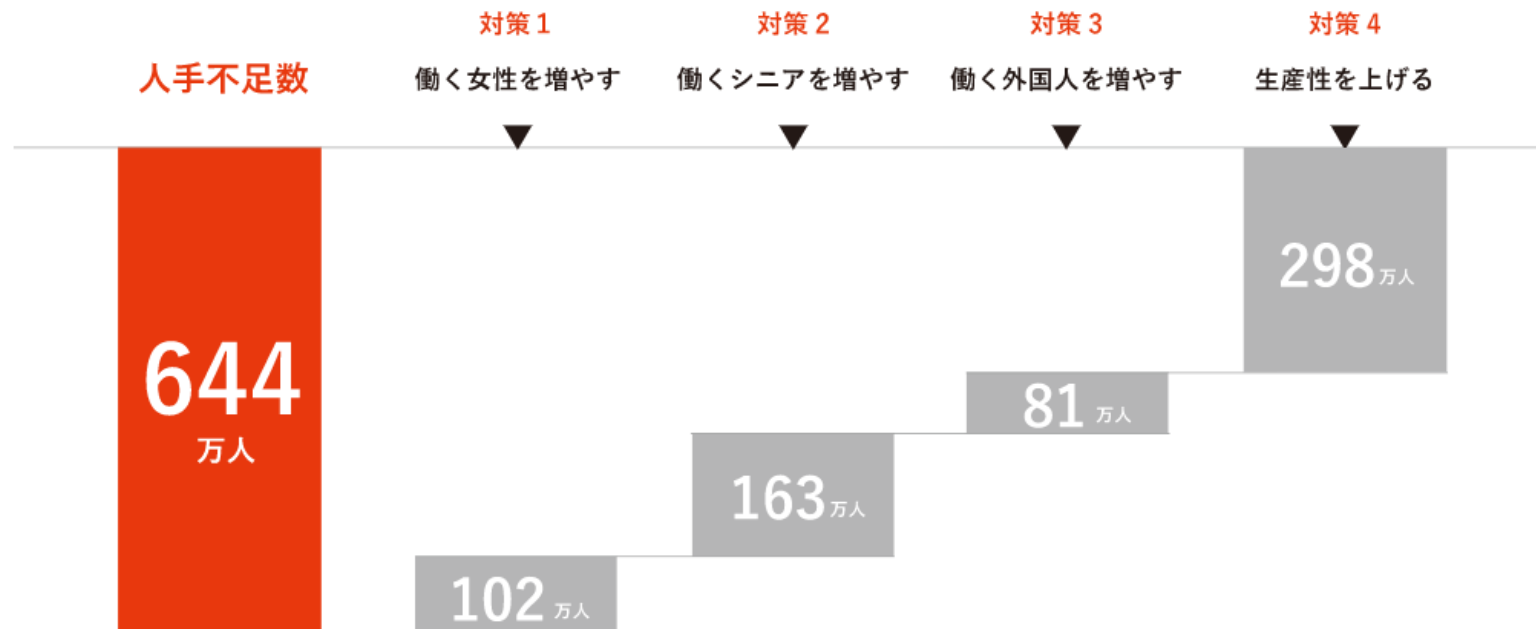
2010年以降、すでに日本の人口は減りつつけている！



2015年～2030年 797万人の人口減少推計

644万人の人手不足を埋める4つの方向性

2030年の人手不足を解決する方向性としては、労働供給を増やすか労働需要を減らすかしかありません。労働供給を増やす場合は、女性、シニア、外国人を増やす策が考えられます。また、労働需要を減らすには、生産性向上が不可欠です。それぞれの方向性において、どれくらいの人手不足解消が見込めるでしょうか。



<https://rc.persol-group.co.jp/roudou2030/>
パーソナル総合研究所

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、
日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策, 211億円)～

外国人との共生社会の実現に向けた
意見聴取・啓発活動等

外国人材の適正・円滑な受入れの
推進に向けた取組

生活者としての外国人に対する支援

新たな在留管理体制の構築

出入国管理及び難民認定法



短期滞在者（観光客等）



留学生等



日本人の配偶者等



（専門的・技術的分野）
就労資格外国人

・政府基本方針
・分野別運用方針
（14分野）



特定技能外国人

新設

技能実習法



技能実習生



- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食物品製造業，外食業
(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

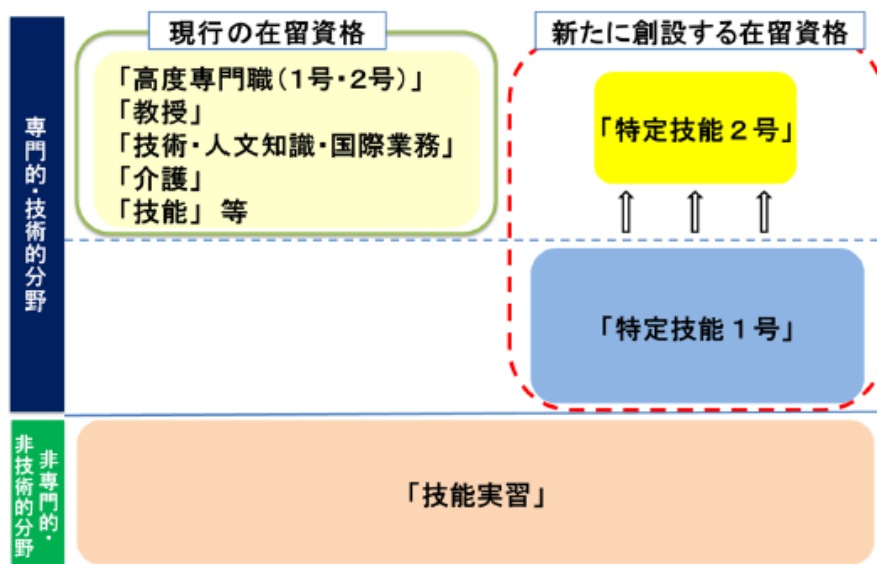
特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年，6 か月又は 4 か月ごとの更新，通算で上限 5 年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能 2 号のポイント

- 在留期間：3 年，1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】





SDGs実施のための短中期工程表

【国際社会への発信】

2016年
5月

SDGs推進本部設置

12月

『SDGs実施指針』策定(次頁参照)

2017年
7月

第1回自発的国家レビュー実施

12月

『SDGsアクションプラン2018』の公表,
第1回「ジャパンSDGsアワード」の開催により,
官民によるSDGsの主要な取組を発信

2018年

『同アクションプラン』に基づいて
主要な取組を実施しつつ,更に具体化・拡充し,
日本の「SDGsモデル」を構築

2019年
夏

『SDGs実施指針』の第1回フォローアップ

冬

『SDGs実施指針』改定

2020年
以降

2030年までにSDGsを達成

G7伊勢志摩サミット
SDGs採択後初のG7サミットとして
国内外の実施にコミット



国連ハイレベル政治フォーラム
(閣僚級, 7月, ニューヨーク) にて
日本の「自発的国家レビュー」を発表



国連ハイレベル政治フォーラム
(閣僚級, 7月, ニューヨーク)

国連総会ハイレベル・ウィーク
(9月, ニューヨーク)

国連ハイレベル政治フォーラム
(首脳級, 9月, ニューヨーク)

G20サミット・TICADの
日本開催

東京オリンピック
・パラリンピック大会

2025年万博の招致

日本のSDGsモデルを世界に発信

中小企業にも労働時間の適正化を法令でもとめている。

改正内容（時間外労働の上限規制）

（大企業：2019年4月～、中小企業：2020年4月～）

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回るこのできない上限が設けられます。

Point
1

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。
さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。
- 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

調査の結果

◎以下14支部の協力が得られた。

札幌支部	仙台支部	茨城支部
新潟支部	東京支部	神奈川支部
金沢支部	静岡支部	奈良支部
京都支部	神戸支部	福岡支部
長崎支部	熊本支部	

質問：貴自治体では、外国にルーツのある住民の保護者と子のうち、日本語の理解に支障があると思われる人を対象として**中学における進路説明会や相談**に、何らかの配慮をしていますか？

	はい	いいえ	その他	計
政令指定都市+区	8	5	1	14
市	13	9	1	23
町村	2	1		3
計	23	15	2	40

(注)その他は回答拒否自治体

調査対象とした自治体の内訳

	はい	いいえ	その他	計
政令指定都市 +区	仙台市、新宿区、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、熊本市	札幌市、大田区、港南区、新潟市、福岡市	A区	14
その他市	常総市、ひたちなか市、日野市、大和市、海老名市、綾瀬市、金沢市、富士市、橿原市、福津市、長崎市、西宮市、芦屋市	所沢市、つくば市、水戸市、小平市、座間市、大和高田市、大和郡山市、桜井市、生駒市	B市	23
その他町村	東海村、斑鳩町	愛川町		3
計	23	15	2	40

(注)その他は回答拒否自治体

日本語教育推進法(文化庁所管) 成立 2019年7月

日本語教育推進法が成立 国・企業など学習支援責務に

2019/6/21 13:31

保存 共有 印刷 添付 共有 共有 その他

国内で暮らす外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育推進法」が21日、参院本会議で可決、成立した。国や自治体には日本語教育を進める責務、企業には雇用する外国人に教育機会を提供するよう努める責務があると明記している。外国人材の受け入れを拡大する改正出入国管理法が4月に施行されるなか、日本社会への定着を後押しする



東京都中央区で開かれたボランティアによる日本語教室

日本語教育推進法は議員立法。外国人の児童生徒や留学生、就労者らに対し、日本語教育を受ける機会を最大限確保することを基本理念とした。

国や自治体には日本語教育の推進に関する施策を定め、実行する責務があると規定する。学校での指導を充実させるための教員の配置、地域の日本語教室で教える人材の育

目的 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

成や教材開発の支援などが必要だとした。

不登校、引きこもりなど、より深刻な問題を抱える、外国にルーツのあるこどもたち。

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416 (※1)	28,929 (※3)	1.3%

日本語指導が必要な高校生等の進学率	42.2%	それ以外	71.1%
同上	非正規就職率	40.0%	4.3%
進学も就職もしていない者の率	18.2%		6.7%

出所「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」文部科学省

◆政策提言に繋げていくにはどうしたらいいか？

- 自治体の実態を知る(好事例の調査)
- 外国にルーツを持つ人々との共生の実際を具体的にとらえる
- 政策として、どのような提言を、どのレベルに行っていくのが効果的なのか？
- 政策提言の方法を工夫する必要がある。(プレスリリース、啓発セミナーの企画実行等)
- その他

明日(20日)午前10:00~12:00 分科会「共生」にてみなさんと意見交換したいとおもいます。ぜひご参加ください。